

434

内本

特 249

59

24

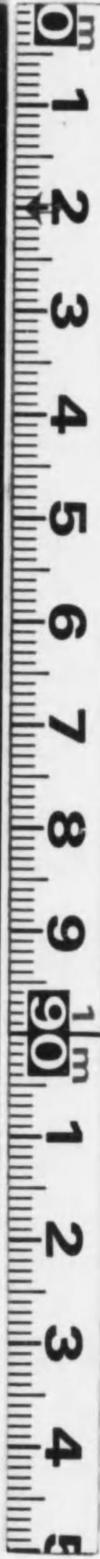
622

川大吉郎著

# 田租廢止論

米價の公正を保て。  
生活の安易化を圖れ

特價十錢



# 始



特 249  
622

### 序

この田租廢止論は、私としては、永い間の持論である。

それ故、(一)近年の農村の疲弊に(二)別けて、今年の旱害、冷害、水害、風水害等の異變に、  
些しも、影響を受けない。純理論上の意見と謂つて宜しい。

蠶業のことに對しても同様である。その困難が、今年、殊に甚しいと謂はるるので、臨時應急  
の處置として、幾分の國家的救済を爲さるるは宜しからうけれど、純理論上の意見としては、  
深く、お考へなさが宜しい。お考へなさがなくてはならないと述べた次第である。

それに、農村救済の問題としては、一步を進め、田租の廢止だけでは足りない。それだけでは  
極端である。進んを積極的に、農村を振興させ、農村の生活を、より有利に爲し得させる方法を採  
らなければならぬと論じた。

委細は、本文を讀んでいただきたいが、要領を、ここに述べれば、私は、議會初めの頃の日本と、  
今日の日本とは、經濟組織が、全く異つて居ると視て居るのである。第一議會、第二議會の頃の日  
本政府の豫算は、七千萬圓臺から、八千萬圓で、その半分は地租の歳入であつた。それ故、地租の



歳入が、日本政府の最大の歳入であつた。しかるに、今日の日本政府の豫算は、二十一億圓乃至二十二億圓といふ大計畫になり、その中、地租は、一年約六千萬圓として、總収入の三十五分の一以下、即ち、三分以下に落ち、それだけ、財政上の要素としての地租の位地は、大下落したのである。それは、其の筈、議會初めの頃の日本は、農業國であつたが、今日の日本は、工業國、商業國、海業國である。ここに、國運の趨勢、その基礎を爲す要素が、根本的に變化して居るのである。

農業國の時代に、農村が多額の負擔をして、他の幼稚な商業、工業、海業方面の加勢をしたのは當り前であつた。それが一變して、商業、工業、海業等に基礎を置く新しい國家となつたからは、今度は、商業、工業、海業の方面が、多大の負擔をして、疲弊した農村の加勢をし、農村が國家の一要素として、立つて往けるだけの工夫をすることは、又、時勢の變遷に伴ふ當り前のことである。私は、それを爲せと、今日の政府、及び、今日の國民に、本冊子に於て訴へたのである。

昭和九年十月中旬

田川生

## 目次

### 一 序 説

大増税の後に田租廢止を述べ……一見矛盾の嫌ひがある……大増税には大税制整理……税制整理で地租問題を解決すべし……先づ政費を節減し田租を廢止せよ……地租委譲論と田租廢止論との性質の相違……農村地租の全廢……著者二十年來の主張……

### 二 地租課税の對象としての市街地と農村との區別

市街地地價と農村地價構成要素の相異……ロイド・ジョージの「人民の豫算」……敵味方をアツと言はず……土地税に力を注ぐ……農業に依つて支配せらるゝ地域の土地……礦物類を含む地域の土地……市街地に近接する地域の土地……日本の大藏大臣は如何……デウォンボート市の地勢……地主の財産は數千倍に騰貴す……ロンドン郊外の例……ウールウィッチのこと……地代年收七千五百圓が十四萬二千五百圓に暴騰す……市街地並に市街附近地の土地は格段の土地税を課すべし……農業地域の土地に對しては如何……今夏此の土地増價税法は廢棄さる……制定當時は自由黨全盛時代……今は保守黨全盛時代……マクドナルドの苦惱……スノーデンの不平……

三 日本に於ける市街宅地租と農村地租との區別は有りや無しや、農業地に課税するは、食物に課税するのである、農村地租は全廢すべきであらう、全廢するに止まらず、特別に補助する必要があらう……

ロイド・ジョージに著者の賛成する諸點……日本は農業本位の瑞穂の國……農業政策の施設と研究には世界に範を示せ……農を輕んずる英國が反つて農民の擁護、農村維持につとむ……地租に關する變遷を語る……地券制度の廢止……土地臺帳の登錄……卅七八年戦後の増課……地租條例の廢止……地租法の制定……今は農民に休養を與ふるの時……今回の論旨と前回の論旨……前回は今後の増徴を目的とし……今回は今後の減廢を目的とす……農作地への課税は國民主要食物に課税する結果となる……甚しき悪税なり……課税しないのみか補助をしても米價の公正を保持せよ……國稅地租額各年別表……國稅地租全額六千萬圓に滿たす……國稅地租の農村負擔額……約三千三百萬圓……一戸當り六圓六十錢……少額だが減すれば農村復興の刺激として甚大……地租附加税額は一億一千萬圓……此の附加税も輕減したい……戸數割は年額一億二千萬圓……農民負擔の戸數割も減額したい……即ち地租を減じ、地租附加税を減じ、戸數割をも減じて農民を休養せしめよ……都會をして農村を補助せしめよ……近來の進歩した國家は補助若くは補償を實行す……假に米價を廿五圓とし生産費を廿七圓とし差額二圓を國家が補給す……六千萬石として補給額一億二千萬圓……之れ容易ならぬ國家の負擔……しかし農民に與ふる利益は大……消費者に及ぼす利益も亦甚大……近代の國家は「與へて取る」助長して立つ」政策を實施す……苦境の農村を國家全體の力を以て補助後援す……米穀調査會の結論を此の點に導け……

#### 四 農村を積極的に保護する理由

農村を保護すべしとする理由……(一)米が主食品であるから……(二)農村は國家組織の根幹であるから……農村現下の状態に陥れる原因理由……(一)四民平等……(二)人口増加……(三)世界の接近と文化の發達……(四)商工階級の發達……(五)戦争も一原因である……(六)銀行等の金融の

影響もある……(七)保護、盛り立の必要……(八)彼等の離散衰頹の虞れ……

#### 五 蠶絲業救済よりも農業救済

蠶絲業救済は一代の輿論……著者亦之に賛成す……然し乍ら蠶業よりも農業を重んず……兩者併救論……諸君は如何感ぜらるゝか……農村よりも農村救済を重要なりと主張する理由……農村の人口は農村の人口よりも僅少……農業が本業、蠶業は副業……米は國民の主要食物である……絹布は日常之を缺くも生きて行ける……故に先づ農業者を救へ……斯くて蠶業者も救はれん……生産者保護と消費者保護……蠶絲業は米國の消費を對象とす……米の問題は日本全國を對象とす……蠶絲業の救済はアメリカの消費者をも救済するもの……米の場合とは大いに異なる……蠶絲業救済より米を先とせよ……

#### 六 生産者の保護よりも、消費者の保護、すべてを消費者本位に

農民、農業の保護……農民は米の直接生産者なるが故に保護を要す……消費者たる全日本國民を保護する爲め生産者たる農民を保護すべし……農民の境遇が可哀相だからだけでない……著者は消費者の保護を主とする者……九十年前英國に於ける穀法廢止の運動の話……自由主義の運動と稱せらる……之よりも古い時代にあつた消費者本位の救済の實例……日本の徳政も消費者救済を目的としたもの……教授ニコルソンの講演……書物は今更の如く讀むべきものと思つた……ヘンリー八世の名言……パンの公定値段……有名なパンの形量法……パンの見かけを大きく重くす……女王アンの時代……パンの値段は小麦の値段に伴へ……ロンドンの役人の徒勞……ロンドンに小麦が缺乏し……反つてパン價の騰貴に苦しむ……斯かる弊害を伴ひたる例あるもパンの値段の

變動を抑止し……パンの品質の低落を防止す……英國に於ける穀類輸出の制限……穀類輸出に獎勵金を與へたる例……何れも消費者の利益を度外視せず……英國の政府、政治家が、歴代、消費者のため深厚の注意を拂ふ……その英國が一九三〇年特惠關稅と稱せらるゝ新保護政策を定む……九十年來の自由主義を抛つ……之れ昔ながらの消費者擁護、生産者保全政策の復歸……或時は自由主義……或時は保護主義……時の宜しきに從ふ……オツタワ會議後の共同宣言……今年の英國議會に提出された農業保護案……(一)牛の飼養……(二)牛乳の飲用獎勵……牛の飼養に三千万圓……牛乳の飲用獎勵に一千万圓……英人は昭和二年一人當り六十九斤の牛肉を食す……昭和七年六十斤に落つ……その値段も昭和六年の百二十二より今年の九十四に落つ……之れ容易ならぬ状態なり……依て差當り三千万圓を融通す……輸入の一切の肉類に一斤四錢を課稅す……此の收入を以て三千万圓を返済する見込……牛乳に就ては牛乳局を設く……飼養者の出資十圓に對し政府の補給十圓……二年間繼續支出する……牛乳の値は夏季二升五合二十錢、冬期二十五錢……

### 七 米の生産者、消費者、即ち日本國民への補給……… 五

日本も同じく消費者を擁護すべし……消費者を擁護する方針を以て生産者たる農民に補給せよ……歳の五六月頃自家の所藏米を食する農民は全體の二割か三割か……他の七割八割は米を買うて食べる農民なり……近來の所謂高物價政策に賛成し得ず……新説必ずしも善説にあらず……生活必需品は廉價に潤澤に消費し得せしめよ……米價統制法の機能……規定を廣義に解せよ……國民をして安易の生活を營ましむるこそ統制法の基本趣旨である……消費者を保護する目的を以て生産者を保護せよ……之れぞ日本國民全體の保護となる……天に賦された自然の約束を實行せよ

## 田 租 廢 止 論

——農村地租を全廢せよ——

田 川 大 吉 郎 著

## 一 序 説

今回は、田租廢止のことを語りませう。

前回、大増税のことを語つた後に、田租廢止といふ、減税の性質を有つ關係の話をするのは、一見、矛盾の嫌ひがないではない。それに拘はらず、私が、この問題を、この際に擇んだ理由は、大凡、二つある。

その一 大増税には、大税制整理が伴ふ。大税制整理なしには、大増税は行はれない。その大整理の際に、この地租問題を必ず解決せられたいと思ふこと。

注意 政府は、明年——昭和十年度——までは、増税を行はないだらうとの説がある。それを行はず、赤字公債をつづけるだらうとの説がある。公債も亦増税の一種である。公債ならば可いが、増税ならば可くない、といふ説の取り柄はどこに在るか、且らくその氣休めの説に従ふとして、次の十一年度には、否が應でも増税しなければなるまい。それは何人にも看え透いて居る。避くべからざる趨勢である。一年半年の遅速は大問題でない。吾等は必ず増税を忍ばねばならぬ。緊縮氣の中にある。

その二 私は、前回、大増税を説いた後、別に東京都政の促進を論じ、地租委議の必要止むべからざることを説いた。それには、政府の政費節減が前提の要件である。政府の政費節減なしには、市街地地租を廢し、地方へ委譲することは、到底、行はれないからである。今回の田租廢止も同様で、先づ、政府の政費を節減し、田租を廢止しても差支へないだけの餘力を、政府に、作り出さなければならぬ。そこで、市街地地租を廢するに足り、又、田租を廢するに足るだけの政費を何うして節約するか、緊要なる政治問題には、今回は觸れず、兩者に同様廢止の必要があるとするからは、同様の情勢にある兩者の必要を、時機を差へず、續けざまに論ずることを、互の便利と認めただからである。

私は、以上の理由を思ひ(一)前後矛盾の嫌ひがあり(二)時機にも不利の虞れがあると謂はるるに拘はらず、この問題を、この際に擇んだ。

それは、それとして、もう一つ辨じて置かねばならないことは、前回の地租委議論と、今回の田租廢止論との性質の相違である。前回の地租委議論は、御記憶の通り、國税としての地租を廢止する一方、それを市の本税に引き直して徴收し、續いて徴收するのみか、事情の許し得らるる限り、反つて増徴せんとする趣旨であつた。それに對し、今回の田租廢止論は、國税としての田租を全廢

するの一方、地方税としても徴收せしめないことにし、以て名實ともに、地租としての農民の負擔を全廢し、農村の涸渴しきつた經濟現狀に、必ず若干の餘裕を得しめ、農民の生活を、幾分なりとも安樂にしたいとの趣旨である——そこまで達しまいけれど——から、一方は増さんとし、一方は減せんとし、根本に、こもく喰ひ違つた所がある。その理由の一半は、これから述ぶるのであるが、總論として、先づ、この相違のあることを、諒知して置かれない。

**注意** 斯様の相違があるから、前回の趣旨、目的に誤解なく、本論と相俟つて、互に發明せられんことを希望するのが、又、この話を、この際に擇んだ一理由である。

前述の如く、私は、農村地租を全廢し、農民を名狀すべからざる今日の苦境から脱出せしめたいと希望するが、農村自治體としては、地租に依るの外、農村に課せられたる現今の責任を果すの途がないから、續いてこれを徴收したいと要請し、従つて、ここに述ぶる所の地租廢止論は、中央政府への納租を廢止するに止まり、實際に於ては、廢止さるゝことにならず、ただ從來、國稅として政府に納めたものを、地方税として地方に納むることに變る位の差に止まり、前回の地租委讓論と同じ結果に歸するかも知れない。但、私は、さうならざらんことを祈り求める。今日の農村の窮乏は、少くとも、國稅地租の全廢を救済の必要手段とする程度に切迫して居ると信ずるからである。

又、斷るまでもないが、地租を、市街地租と、農村地租とに區別して取扱ひ、農村の分を廢止することにすべしとの論は、約二十年前から、私の唱へ來つた所である。

## 二 地租課税の對象としての市街地と農村との區別

市街地の地價と、農村の地價とを構成する要素は、遂に相異つて居る。それを、同等の基礎で課税するといふことはない。その間に、嚴然たる區別を設け、成し得れば、農村の地租を全廢すべしと、私が、主張し始めたのは約二十年前のことである。古い話を繰返して、太だ失禮であるが、その頃、ロイド・ジョージといふ新進氣鋭の政治家が英國にゐて、同じ花形アスキスの後を繼ぎ、アスキスが進んで總理大臣となり、大藏大臣の位地をあげた後を繼ぎ、新手の大藏大臣となつて、一九〇九年の豫算を編成し、それには、彼の多年の主張を盛り込んであつて、敵味方をアツと言はせたことがある。世に「人民の豫算」とたたへられたのがそれで、同時に、それは「革命の豫算」とも騒ぎ罵しられた。私は、かなり念を入れてそれを讀んだが、その割合にそれに感服せず、何だ、唯、これしきのことかと、窃かに飽き足らず思ひ、往々、輕視した節もあつた。例へば土地税のことである。

彼は、この土地税のことに異常の力を注ぎ、聲を潤らして極論したのであるが、しかも、彼が土地税に期待した収入は、第一年目、僅に五百萬圓に過ぎなかつた。それは年を逐うて次第に増加する性質のものとは云へ、僅か五百萬圓、これしきのことには、なぜ斯程の大騒ぎをするのか——この時の増新税の合計は一億四千二百萬圓で、前年度の約十五億圓に對し、ざつと一割近くを増收、總計十六億二千五百餘萬圓の計畫であつた——これこそ、所謂泰山鳴動して鼠一匹の類でないかとの感を抱いたのである。しかし、國情の相違、そこに英國の悩みがある。英國の土地問題は、英國の至難の問題で、吾等國外の人の、到底、窺測を許さない事情があるのであらうと、想察した次第であつた。

その際、ロイド・ジョージは言うて居る。

大藏大臣となり、土地を課税の目的物として検討するに當り、第一に泛ぶ確信はこれである。公正を欲する以上（一）その性質に於て、構成に於て、その邊の地價が、全く、農業に依つて支配せらるる地域の土地と（二）その地域が礦物類を含むためか、又は、市街地に近接せる等のため、特別の高價を有する地域の土地との間には、廣い區劃の線を引かねばならないことである。と誠にもその通り、これには必ず廣々とした區劃の線を引かねばならない。決してそれを無視しては

ならない。又輕視してもならない。そして、ロイド・ジョージは、その區劃に重要な注意を拂うた一人である。その理由はいろ／＼あつたが、それは後に述ぶるとし、差詰め、日本の大藏大臣は、兩者の區劃に何れ位の注意を拂つて居らるのであらう。それは、ロイド・ジョージ以上であらうか。將た同等であらうか、それ以下であらうか。

ロイド・ジョージは曰く、市街地の一例として、一つ、デウオンポート市の状態を擧げて見よう。デウオンポート市は、全く、政府の使つた金のお蔭で、人民の群集する地域に作り上げられた所である。政府が金を注ぎ込む前までは、その邊の土地は、實際、無價値の所であつた。それ程で無くも、ほとんど言ふに足る値打のない所であつた。政府が數千萬圓の金を使うたので、その事業を目當に多數の労働者が入り込み、それらの住家なども出來て、そして、その結果はと云へば、手ぶらで、何もしなかつた地主の財産は、忽然として數百倍に騰貴し、數千倍に騰貴した例もあつたのである。彼等地主の企業の働きに、その才能に、その資本金に、何等の關係なしに、全く政府の努力のお蔭に因つてその地價は騰貴したのである。

もう一つロンドンの郊外の例を擧げやう。この例ほど適切にして顯著なもの、他に比類がなからうと思ふ。私は、ウールウィッチのことを申すのであるが、兵器廠が設けられ、政府の莫大の

資金が投下さるるため、そこに、多数の人民が惹き着けられた。そして、その地價の騰貴したことは、一錢といへども、その地主等の力に因つたものでない。保守黨の有名な一議員はその事情を説明して、

農業用のため、その邊の土地が貸渡される際の借地料は一英町——日本の約四反歩——三十圓であつたのである。それ故、二百五十英町の地域からの収入は、一八四五年のころ、毎年七千五百圓であつて、その二十年期限の資本價値は十五萬圓と見積られた。しかるに、兵器廠がそこに出来、五千軒からの住宅が必要とさるるに至つたので、俄に、地主の大收穫の秋が來り、十五萬圓の資本價値の土地は、一躍して、年々十四萬二千五百圓の収入を生ずるに至つた。その地所の原所有主は、地代として、既に一千萬圓を受取済である。今後、貸渡の期限が満ち、その土地が、その家屋と共に、元のさら地に復して、原地主の家族に戻さるる時、彼等家族は更に他の一千萬圓の所得を收入することになるのであると。

一保守黨議員の説明は、同時に、彼ロイド・ジョージの説明である。彼は、彼の確認する、斯の種の事例に照し、市街地並びに市街附近地の土地は、格段の土地税を課せらるべしと論じたのである。それが、當然の情理であると論じたのである。それには、何人も同意を吝まぬ所、吝み得ない

所、私の、前回述べた地租委譲論、同時に、市街地の宅地租増徴論は、主としてそれらの事情に根據を置いたものである——簡單にして能く盡くさなかつたけれど——が、それは、市街地に關すること、その市街地に較べ、廣い、區劃の線を引いて、明確に區別せねばならないとせらるる農業地域に對し、彼は、どんなことを述べたかと云ふに、

彼は、その第一に、農業地域の地價は、この二三十年間、毫も騰貴してゐないと申し、自分は、それにも騰貴した一部のあることを知つて居るが、一部は、反つて下落した所もある、と申して居る。これは、日本も略ぼ同様の情勢と申すべきであらう。否、日本の農耕地の地價は、英國のそれよりは、やや騰貴しつつあると申すべきであらう。

彼は、その第二に、市街地並びに鑛業地方の地價の、著るしく騰貴したことを述べて居る。これは、日本も全然同事である。兩者を比較するに於て、農耕地の地價は、日本に於ても、ほとんど騰貴してゐないと申してもいい割合になるのであらう。

彼は、その第三に、課税の目的から、最も重要なことは、市街地並びにその近接地に於ける地價の騰貴が、地主の卸した資本や、若くはその絞り出した智慧・工面・勞力等に、起因するものでなく、ほとんど全部が、その社會の計畫と盡力とに因つて居ることである。彼が、斯く論斷しても差

支へない理由は、前段に掲げた二種の事例の如き基礎づけらるるのである。そして、それは、私の全然同意する所であることを申し添へるまでもない。市街地のこの趨勢に照らし、農耕地の場合には、それと趣を異にし、その地價は主として地主の注意と、努力と、計畫とに依つて維持され、若し幾分にも騰貴したとすれば、又多くそれらの原因によつたものであると彼は説明して居る。私は、彼のこの説明を割引なしに受け容れるに躊躇する。それには幾分の割引を要する理由があらうと思ふ。英國の事情は別とし、日本に於てはその必要があらうと思ふのであるが、但、市街地と比較する限り、農村の大百姓等の努力が、その地價の騰貴に、相當多量の關係あることは否むべからざる事實であらう。私の、この推定に對し、小作者の側に若し異議があるとすれば、事實を具へた御教示に與りたいものである。

彼は、その第四に、市街地の地主並びに鑛業主等の、その財産に對する態度と、田舎の地主が、その財産のため、借地人等に對する態度との間には、著るしい相違があると論じて居る。その一つは、田舎の地主は、借地人のため、建物を建て、それを修繕する等の責任を負うて居るが、市街地の地主は、原則としてこの二つの責任を借地人に負うてゐない。それ故、市街地ならびに鑛業地に在る地主の借地人に對する態度は、永久の首枷的<sup>くびか</sup>地代徴收者であり、嚴格な商賣主義一點張で地代

をはいたり、田舎の地主が、その借地人、小作人等に對して示す親切・穩和な人情味が一點もない。勿論、田舎の地主も、その借地人に對し、常に穩和で親切であるとは謂へない。その態度は、壓倒的で、且その條件は苛酷であらう。けれども、それを市街地の地主の態度條件等に較ぶれば、田舎の地主のそれは遙に寛大であると謂へる。——彼は、それに關する事實をいろ／＼掲げてゐた。けれども煩はしいから略する——この様なことも、日本と英國と、略ぼ同様と謂へるであらうか。私は、借地人から見ると、田舎の地主も、市街地の地主も、齊しく不人情であつて、強慾であるらしく、彼が、英國の場合に、その市街地の地主に對してのみ憤ふるがごとく、市街地の地主のみが、特別に、刻薄であるとは思ひ得ない。

とは云へ、それらの比較は他日に譲るとし、斯の如く觀察し、斯の如く憤慨した彼れロイド・ジョージは、その一節の結論に於て、

その第五、未開發地に關する租税は、建築物の建築さるべくして建築されてゐない地域を對象としてのみ課するのであるから、一英町五百圓以下の地價の所、たとへそれ以上の價格があつても、稅務署員が視て、建築に適する性質からその價格があるのでないと認めた地所には、課税を控除する。ならびに、農業だけに利用せらるるすべての地所は、すべてこの條款から——未開發地課

税の——全く控除せらるることにした。

と説明して居る。これらで略ぼ察せらるる如く、彼は(一)市街地にのみ課税せんとしたのである。特に、その方面の不勞所得者にのみ課税せんとしたのである。彼は、それを許し難い罪惡と思ふたらしかつた(二)その趣意を推して未開發の地所、金に餘りある連中が、他年の暴利を當て込んで、今は無駄に遊ばして居る地所に課税せんとしたのである。これには密住生活に惱む、住宅不足の弊害から市民を救はんとする趣意も含んでゐた(三)そして農業地には課税しないと云ひ、それを市街地と確實に區分したのである。

ロイド・ジョージの、この提案は、前にも、一寸述べた如く、非常の非難があり、敵味方入り亂れて、歴史上の稀らしい争ひとなつたほど激烈の論戦が行はれた。案の下院に留められたこと七十二日、中には夜どほし討論の行はれた折も數回、分立投票の行はれたことは——可否の決を投票に問うたこと——五百五十三回、稀に討論打切の動議が持ち出された、自由黨全盛の議會である。保守黨は、刀折れ矢盡きて、遂に敗退し、到頭、その成立を見たのである。何にせよ、非常の争ひであつた。

注意 以上の述べ方は、太だ簡單であつても、當時の経過を記憶さるる方々は、今年の夏前に至

り、右の土地税法、或は土地増價税法が、果敢なくも廢棄せらるゝに至つた事實を、保守黨全盛の今日の議會である、異むに足らない自然の成行だと首肯せられたであらう。

但、右の土地増價税法は、ロイド・ジョージの後、フヒリツプ・スノーデンが、勞働黨よりの大藏大臣となつて、更に補強したものである。それだけ勞働黨出身の首相たるマクドナルドが、その廢棄に苦惱を感じたことは申すまでもない。そして、當のスノーデンは目下、貴族院に在り、衆議院の廢棄の趨勢熾盛なるに對し、マクドナルドの阻止の盡力が足らないとして、不平を述べてゐた。兩人の多年の交情に、若干の龜裂を生ずるに至つたとさへ稱された。

兎に角、英國の土地税策は英國に取つて至難の問題である。今日は保守黨の天下、明日は勞働黨の天下、その變化は、直に實現せられないまでも、近く實現せられ相な傾向がある。その時は又前年の如く萬丈の波瀾を激生せずには置かないであらう。次々に興味深い問題である。

三 日本に於ける市街宅地租と、農村地租との區別は有りや

無しや、農業地に課税するは、食物に課税するのである  
農村地租は全廢すべきであらう、全廢するに止まらず、

### 特別に補助する必要があらう

前段の、ロイド・ジョージの土地に關する意見に對し、私が、一々賛成し満足するものでないことは、前にも述べて置いた。それにも拘らず(一)彼が、市街地と、農村方面との土地の間に、嚴然たる區別を設くべしと主張した點には、全然同感であつた(二)そして彼が、市街地には、もつと租税を負擔せしめてもいいが、農業方面にはさうは參らない。それは、一切、課税の圏外に置かねばならないと論じた點にも亦賛成であつた。私は、この兩者に對する區別を頗る大切なことと思つて居る(三)そして、日本は、農業に重きを置く所謂農業本位の「瑞穂の國」である。農民の保護、農業の奨励、所謂農業政策の施設と研究には、世界に模範を示すに足るだけの、一頭地進んだものがなくてはならない。英國はさうでない。英國は比較的農を輕んじて居る國であるから、その農民の保護、農業の施設には、幾分、疎漫な緩急な所があつても、恕せらるるであらうと思はるるのに、彼は反つて斯の如く、兩方面の差別に深い注意を拂ひ、以て農民の擁護、農村の維持につとめて居るのである。感心せざるを得なかつた。

注意 私に斯く兩方面の差別に注意を拂はねばならないと思つたことは、何もロイド・ジョージ

の説に動かされたからではなかつた。その以前、東京市役所に入る數年以前に、私は、その様の説を發表して置いた。後、市役所に入つて——明治四十一年——電車市有の調査を主管するに當り、沿道の地主は、そのために、著大の利益を受くるけれど、そのために、一錢の義務をも負擔しない。不合理極まる事實に打ち當つた時、しみじみ、この感じを深うしたのである。そして、ロイド・ジョージの説を、その頃に讀んだ。それから英國に赴いて、その實情を視、獨逸に赴いて、土地増價税實施の狀況を視て、寧ろ失望を禁せず、米國に渡つて、その市街地地租徴收の好成績に感動し、だん／＼の揚げ句、日本も亦斯くすべきであらう。斯くするの外あるまいと思ひ決したのである。それ故に、兩方面の區別に關する私の考へは、ロイド・ジョージの説にも助けられたことはあるが、それに啓發された譯でなかつた。

斯く申せば、迂濶なことを言ふ。日本は、夙くの昔から、その區別を立てて居るではないかと叫ぶ人があられよう。その通り、それに多少の區別は立ててあつた。が、それは本當に、その理由を確認して、注意深く、その區別を立てたものであつたらうか。

簡単に、地租に關する變遷を語れば、明治初年のことは略するとし、同二十二年に至つて地券制度が廢せられ、新に土地臺帳の登録地價によつて課税せらるることになつた。その税率は百分の二、

五であつた。そして三十一年に田畑地價の修正が行はれた。

三十七年に至り、日露戦争の影響を受け、非常特別税法が布かれ、市街宅地は地價の百分の八、郡村宅地は地價の百分の六、其の他は百分の四、三と増された。卅八年には、それを更に増課し、市街宅地は、地價の百分の二十、郡村宅地は地價の百分の八、その他は百分の五、五となされた。それを、世に、五分五厘の地租と申したのである。そして、その五分五厘は、四十三年に至つて四分七厘に減ぜられ、大正三年に至つて四分五厘に減ぜられた。

昭和六年に至り、従来の地租條例は廢せられ、従つて地價も廢せられ、新に地租法を設けて、土地臺帳に登録されたる賃貸價格により、すべて、その三分八厘の税率を課せらるることになつたのである。

繰返して申すが、斯の如きは、兩方面の間に嚴然たる區別のなかるべからざる理由を明白に承認し、その上に規定を立て税率を決したものであらうか、私は、それに疑ひを挿む者であり、そして、今日の對策としては、農村に關する地租を全廢し、農民に休養を與へることを一日を緩にすべからざる急務だと思ふ者である。

この前、私は、地租委讓論を唱へて、市街地に屬する國稅の全部を市に移し、その今後の増減、

伸縮に關しては、すべてを市の自由に一任することにすべしと説いた。いつになつたら、それが實行せらるゝか、勿論、見當のつかないことであるが、今回は(一)國稅地租の、その後に残つて居る農村の分を全廢し——こゝに至つて國稅地租は全部廢せらるゝのである——(二)その分は、農村稅としても、徵收を許さないことにし(三)以て農民の休養を圖るべしと説くのである。

されば、今回の論旨は、前回の論旨と異つて居る。前回の論は、國稅として廢されたる地租を、市は、そのまゝ承継ぎ、且必要に依り、事情の許す限りは、それを増徴してもいゝことにすべしと説いたのであつたが、今回のそれはそれに反し、國稅として廢された地租は、今後、地方稅——農村方面の——としても徵收しないこととし、其の分の地租は、中央にても、地方にても、固く廢稅され、減稅さるべしと説くのである、それ故、同じ國稅地租廢止論でも、前回は今後の増徴を目的とし、今回は今後の減廢を目的とする。その覗ひどころに於て、全然その歸趣を異にして居るのである。

私は、斯くして農民を救はうとし、農村を建て直さうと思ふ。そして、農村、農民は、斯くしても、斯くする以上のことをしても、救はねばならず、建て直さねばならない必要があるものと思つて居る。その理由を概括して、こゝに申すなら、農村への課稅、特に、農作地への課稅は、農作物

その物に課税することになつて、即ち、國民の主要食物に課税することになるのであるから、太だしい悪税だと思ふのである。申すまでもなく人の食物に課税するといふ法はない。それは、課税なしに、最も自由に利用すべき性質のものである。食物の中、米は、特に主要の食物で、日本國民の一日といへども缺くことを得ない絶対の食物である。それに課税して、課税のため、その價を高くらしむる——些しでも——といふことはない。それは課税しないのみか、補助をしても價を公正にし、充分に供給し需要し得せしむべきものであると、私は、略ぼ斯様な理由で地租全廢を唱へる者である。

但、その理由に就ては、いろ／＼述べねばならないことがあるから、別のくだりで、も些し、詳しく述ぶることとし、こゝでは、先づ、國稅地租に關する話だけを述ぶことにする。

(一) 先づ、國稅地租は、いくらあるかであるが、それは、皆さんの御承知の通り、年々、約六千萬圓以下、左表の通りである。

#### 國稅地租額

昭和七年	——	同八年	——
五千八三四萬圓		五千八二五萬圓	
		同九年	——
		五千八二六萬圓	

日本政府の歳計を約二十二億圓とすれば、斯の如く六千萬圓に満たない地租である。全收入に對するその割合は、約二分六七厘程度、たしかに三分以下である。二分五厘乃至三分の費用を、二十億にあまる巨額の歳入の中から減ぜよと求むることは、必ずしも難きを他人に責むる者でない。それ故に、私は、政府の政費節減の方法を論じないで、こゝまで進んだ。その方法は、他日、必要の機會に改めて論ずるであらう。

#### 國稅地租の中の農村負擔の分(昭和八年度)

昭和八年度の宅地租は、二千四百四十萬圓で、全地租額の三割七分二九に當つて居る——昭和七年度は三割六分九八——それ故に、それを差引いた三千三百餘萬圓が——全額の約六割二分——同年度の田、畑山林等の地租である。

以上の三千三百萬圓の農村地租を、農民の戸數を全部五百萬戸と見てそれに割當つれば、一戸當り平均六圓六十錢に過ぎない。こんな少額を、減じてやつた所で、何の足しにもならないではないかと論ぜらるゝ人が有らう。しかしながら、私は、さうとは思はない。太だ少額でもそれを減じてやりたいと思ふ。それは少額でも、農民の蘇息、農村の復興のために與ふる刺激、副作用は決して少小でないと信ずるからである。

(二) 農村の國稅地租額は、前項の如く三千三百萬圓であるが——市街宅地租を引き去つた殘額——附加税として府縣市町村の課して居る地租は、次の如く、一億一千餘萬圓である。

府縣等地租附加税額

昭和五年	一億一四一九萬圓
同 六年	一億〇八四一萬圓
同 七年	一億一〇一二萬圓
同 八年	一億一一五三萬圓

國稅の地租三千三百萬圓の分は、それだけの費用を、政府に於て輕減しやうと思へば、輕減できるものとしても——平常時である限り——府縣稅以下の一億一千萬圓は、府縣以下の性質が、改新的に變更せられない限り、それだけの費用を輕減することは、到底、出來ない。それに拘はらず、私は、その附加税をも、何うかして大いに輕減したいと思つて居る。輕減すべき性質のもの、又、輕減すべき必要のあるものと信じて居るのである。

とは云へ、府縣行政組織の改新變更は、到底、今日に期せられないから、當分は、國稅地租の全廢、その結果たる三千三百萬圓の輕減に甘んずるの外ないであらう。それでも、府縣以下に對し、附加税も亦本稅地租と共に減免さるべき性質のものたることを理解せしむるに努め、従つて府縣經

費の節減に努めしめ、その結果、多少にても經費を節減し得た場合には、附加税の減免を行ひ、以て、廢止を期待する國稅地租額ともく合せて農民の休養、米價の公正を圖る資に供せしむべきであらう。

(三) 且、所謂戸數割は地租に關係ないものであらうか、「戸數割は納稅資格者の資力を標準として之を賦課す」とある。その資力の算定に、田畑よりの所得、收入、その收入に因る門地、家柄、名望、勢力、體面等は、關係のないものであらうか、若しその關係があるとすれば、地租の負擔者が、戸數割として、地租の上に、負擔せしめられて居るその負擔も減免してやることを期せねばならない。地租は、性質上、賦課せらるべきものでないことが承認せられた上は、推論は、期せずして、こゝにも達するのである。私の胸中には、自然に、それらの要望が往きつ返りつして居る。

そして、それが、若しも、果斷、實行力のある當局者の注目する所となり、前段の國稅廢止その他と相俟つて、共に減免さるゝことになれば、その農民の救済、農村の復興に及ぼす所の效果影響は、かなり、著るしいものがあらうと信ずる。但、それは、前にも既に果敢なんだ府縣以下の附加税の場合と同じく、今日に於ては、到底、實行の望みなき一場の夢とせらるゝかも知れない。私は、空想と嘲けらるゝをも構はず、斯くと信じ、斯くと信じなければならぬ理由を説くのである。

## 戸数割

昭和六年

一億〇七六四萬圓

昭和七年

一億一九二六萬圓

昭和八年

一億二二六一萬圓

注意 この中に農民負擔の分が多額あるとして、その他の負擔の分も多額あることは、頭初に述べた税法の性質により當然である。故に、この一億餘萬圓の負擔が、國稅地租の變動に伴ひ、全部、直に減免せらるべき關係のものでないことは明白である。

以上に述べ來つた如く、私は(一)地租を減じ(二)地租附加税を減じ(三)戸數割をも減じ、以て農民を休養すべし、それが今日の急務であらうと信する者である。が、それは到底實行し得られない。地方に緊要の事業が多いからと論ぜらるゝのは、又、尤もの次第である。私は、急にそれを論駁することが出来ない。従つて結局する所(二)の附加税は、概して此のまゝとし、(三)の戸數割も、概して、此のまゝとし、それでも、若し、國稅地租が全廢さるゝこととなり、その額三千三百萬圓だけでも、農民の負擔を軽減し得らるれば、矢張り、農村の利益であるから、貴君も、一と先づ、それで我慢したらと勸めらるゝことになつた場合には、私も、希望を將來に残しつゝ、大業は一日にして成るものでないと諦らめ、讓歩を承認するに相違あるまい。

が、國稅たる地租の全廢は果して行はるゝであらうか、私は、それすらなか／＼、容易の事であるまいと思ふ。しかしながら、それは何うあつても實行せしめねばならぬ。政府をして、政黨をして、必ず實行せしめねばならぬ。何うするかといふに、都會をして農村を補助せしむるのである。商工民をして農民を補助せしむるのである。政府に、その實行に可能な適當の計畫を立てしむるのである。それを國家の補給若くは補償と申し、近來の進歩した國家は、いづれも、その様の方法を實行するに努めて居る。次にその一方法を述べる。

(四)農村救済の方法として、地租その他の減免は、まだ／＼消極的である。その積極的方法は、前段の終りに述べかけた國家の補給若くは補償に依る助成であらう、農村が、國の根帯であり、米が、國民の主食物である限り、政府は、積極的にそれらの方法を、實施して、政府の責任を盡くし、以て農村の健全なる發達を期せねばならない。そこで、その一方法であるが、例へば、米價の二十五圓を至當の評價であると假定し、國民多數の經濟状態は、その邊にそれを安定せしむることを必要の條件とするも、生産者たる農民の實費は二十七圓かゝり、そこに、一石二圓の開きがあつて、何うしても引き合はないとすれば、政府は、國費を以て、その二圓の開きを生産者たる農民に補給するのである。それを以て確實に二十五圓の市價を維持するのである、それは、それを調節す

る唯一の策でないかも知れぬが、又、それを維持する確實の一策たることを失はないに相違ない。假に六千萬石の生産額として、一石二圓、合計一億二千萬圓の補給は、容易ならぬ國家の負擔であるけれど、しかも、その與ふる利益の方面を擧ぐれば(一)農民の生活を安固に維持し得ざる直接の利益の外、前段に述べた農村役場が、地租の附加税、戸數割等を減免すべくして減免し得ないのに對する埋め合せといふ利益もあらう。(二)政府としては、從來、政府が各地方に支給した諸種の補助費を省くことが出来、補給の方に増出する代り、それらの方に減出するといふ利益もあらう(三)一般國民としては、これに由つて、それだけ、米を安く食へ得る直接の利益の外——それは實際に於て一億二千萬圓以上か以下か——その生活を確實に安定せられたことに依る満足と、安堵と、希望と勇氣とが増し加はつて、各自の産業の能率を増進することにもなるであらう(四)要するに、國民が一般に、安心して業を勵み産を増し、國富の増加、納税の増加、社會の安寧の増進、家庭の幸福の増進、一億圓や二億圓の支出の比に止まらないものがあるであらう。

近代の國家は、斯の種の「與へて取る」「助長して立つ」政策の利益を悟り、進歩したと稱せらるる國家ほど、多く斯の種の政策を施して居るのである。そして、それを、積極的政策だと誇稱して居る。我が國家も亦有心にか無心にか、この種の政策を既に採施し來つて居る。現に、蠶絲業救済

にも、斯の様の説が現れて來た。(それは後に述べる)

そこで、私は、我が國家が、斷然この種の政策を取り、租税の負擔を減免するの外、進んで、農村に對する補給助成の責を盡さんことを望むのである。

それ故に、私の、この際の提案は二つ、その一は、地租を減免すること、それに由つて、農民が首も廻らぬ重荷に苦しんで居る、その悩みから農民を救ふこと。けれども、それだけでは足りないから、その二は、積極的に農村を保護し、今日の社會状態、經濟状態に於ては、到底、立ち行き兼ねる苦境に在る農村を、國家全體の力を以て、補助し後援して復活せしめ、且、將來に光明を認め、希望を抱いて前進し得るまでの餘裕を得せしめんとするのである。私は、この二案を提出する、即ち、消極と積極と、兩者を併せ施すことを今日の必要對策とし、それを立案し、準備し、實行することを、今日の農村、農村の諸問題に對する政府の直接の義務であらうと信するのである。

最近には、米穀調査會設置の説が傳へられる。私は調査會の結論が、萬難を排して、首尾克くここに達せんことを切望する。それには、その餘裕をさゝげて、農村の保全に供するといふ雅量が商業者に無くてはならない、相助けて共に國運の發展を圖るのである。昔は、農業だけの國、今は商工駢進の國、國勢の變化が、それだけの理解と協力とを國民全部に促して居るのである。

#### 四 農村を積極的に保護する理由

上述の、農村を特別に保護すべしと私の主張する理由は、既に御諒解の如く、(一)米が、日本國民の主食品であるから、(二)農村は、即ち日本の國家組織の根幹であるからと云ふ二點を基としてゐた。

それには、尙、各種の論證を必要とするかも知れないけれど、概して、それは、日本國民の一般的常識であるから、それに譲つて別に論ぜず、たゞ、今日の農村が、國家の特別の保護を受けなければ、立ち行かない状態に押し詰つた。その原因理由を、私の思ひつくまゝに、こゝに、説明することとする。重複の節あらば御容赦下さい。

**第一 四民平等** 四民平等の結果であると私は思ふ。明治以後、四民が平等となつて、昔の特權階級たる士族が國家に負擔したと同様の責任を、農民も亦國家に負擔することゝなつた。特權には義務が伴ふ。教育の義務、納税の義務、徴兵の義務、選挙の義務、社會上の義務等が、それに伴うて農民の上に負はされて來た。それには昔の百姓の収入だけでは堪へられない。貧乏した、借金した、首が廻らなくなつたと、農民の苦悶を、今日に承る所以である。

**第二 人口増加** 右の如く、負擔の増加、支出の増加と共に、農民の家族數も非常に増加して來た。明治十年ころ、日本の人口三千萬人、今日は六千六百萬、人口の斯の如き急激なる増加は、明治以前の日本の曾て知ら無かつた所である。人口は増加したけれど、土地は増加しない。土地は田畑ともて五百五十萬町歩位で、農民の戸數は五百萬戸位、一戸一町一反歩平均にも當らない。所謂五反百姓が依然として多い。且、それがすん／＼殖えつゝある。苦しむ筈である、惱む筈である。私は、人口増加を以て其の困難の一大原因と數へる。

**第三 世界の接近と文化の發達** 世界は、年ごとに、日ごとに、その境界を狭むるが如く、相接近しつゝある。それだけ、その文化は互に開發されつゝある。それは確に満足すべき趨勢であるが、但、文明の生活には何うしても金がかかる。金をかけずに出来る文明の生活はない。英にせよ、米にせよ、佛にせよ、その生活には、吾等以上の金がかゝつて居る。吾等はそれに追つ着かんとして居り、否が、應でも、追つ着かねばならない。その吾等の生活には、矢つ張り、彼等並みの金がかかる。勿論、それは都會生活のこと、さりながら、その生活を都會だけに限つて、農村には些しも普及せしめまいと思ふことは、思ふ者の無理である。そんなことは、決して出来るものでない。新聞雜誌も田舎に入る、活動寫眞も田舎に流行る、乗合自動車も田舎に流行る、電燈も田舎に流行る、

帽子も田舎に流行る、靴も田舎に流行る、羽織袴も田舎に流行る。三越白木屋への注文は田舎からも来る。當り前のことである。人情に二つはない。しかし、農村の従來の収入では、それは支へ切れない。二三の農業學者は私に告げた、何うしても一家三町歩の田畑を必要とするのである。それだけの収入がなくては、百姓として、今日の生活を支へることは出来ない、私は、農民の生活、農村の經濟の行き詰つた一原因を、この文化開發の自然の影響に歸する。それは決して農民の罪、とが、過ちでない。それだけ政治家の苦心と努力を要する。それが國家の責任である。

第四 商工階級の發達 それのみでない、商人階級がめき／＼發達した。又、工業階級、職工、労働者の群が、勃然として一勢力を成すに至つた。これ、明治以後の一新狀勢で、日本が、世界との交通、文化開發の大勢に、有心、無心、期せずして、激成せられた一大變化である。昔は、農村の青年から見て、彼等商工の青年は、彼等農村の青年の同列であつた。寧ろ同列以下であつたかも知れぬ。しかるに、時勢の變、それらの青年が、一躍して彼等の上に立ち、そして、どこまで發展するかも測り知られない躍進振りを示すに至つた。それを羨んで、彼等農村の青年が、もたえ、あかくのは、人情自然のことである。斯くて、彼等の中から、商人となり、工人となる者も多數輩出した。私は、農村疲弊の一因はこゝにも在ると思つて居る。

第五 戦争も一原因である こゝに戦争若くば軍備の關係を申すことは、誤解を受くる虞れがある。しかしながら、後の論との關係もあるから思ひ切つて、この一項を加へて置くが、私は、今日の農村問題には、軍備、殊に、戦争の影響が加はつて居るものと思ふ。明治以前の戦争は、言ふまでもなく、國內の戦争で、すべては國內の敵味方のごた／＼であつた。それが對外戦争といはれたのは、獨り太閤の朝鮮征伐だけであつて、それは、日本國民の威武を初めて海外に輝かした。民族の大いなる誇りと稱へられたけれど、同時にそれは、少からず國民の怨嗟を買ふものであつた。しかるに、明治以後の戦争は、國內ならびに國外の情勢一變の結果として、すべてが、對外の戦争となつた。それだけ戦争の規模が大仕掛となり、費用が莫大に増進した。幸にして、日本は、それらの戦争に勝つて、百戰百勝の譽れを擅まゝにし、豊かに勝利者の好果を占めて居るが、それにして、その費用増進の影響は、自然に、農村の生活にも及ぶことを免れなかつた。且、その子弟が、家を空しうして海外に出征したことは、有史以來初めての經驗で、得失ともに、若干の影響を農村の生活に及ぼして居る。畏れながら、明治天皇の御製を誦しまつれば

子等はみな いくさの場に 出ではてて

おきなは獨り 山田守るらん

とある。

**第六 銀行等の金融の影響もある** 明治以來銀行業の發達、特に、農民の上を憂へての、勸業銀行、農工銀行等の著るしい發達の結果として、農村の金融は頗る便利になり、農民は、いづれも、その恩澤に、多大に浴したと稱せられる。それは、さうであらう、若し勸業銀行、農工銀行等の設けがなかつたなら、我が農民は、この二三十年を何うして経過し來つたものであらうと想像するすら、私は、疑懼の感に堪へない。しかしながら、農村今日の悩みの一大原因はその銀行の利子に在る。その拂ひ方の困難に在る。全國至る所、彼等は今その利拂ひの延期を訴へて居る。利害は常に相伴ふもの、利だけあつて害のないものは決して無い。その初め、彼等を助けた金融は、今は彼等を悩ます首枷となつて居るのである。それに對して私は思ふ、農民の借金は遂に返せるものであらうかと、道理から言へば返せるものである。返しつゝあるのであるが、實際から言へば、それは、到底、返されないものであるまいか、假に、八分の利子で、田畑を抵當に借り入れたとする、その田畑から生ずる利益は、普通に、四分か五分に過ぎない。四分か五分の収益を以て、何うして八分の利子を返せるか、且、八分の利子は、實際に於て、尙低利である。農民の負うて居る利子は、概して、それ以上になつて居る。これ政府者の特に氣を用ねばならない點であり、事情である。

**注意** この夏の央ば、私は輕井澤から上野へ三等の汽車に乗つた。茨城縣の人とて、農家の事情を倦まず語つて下された客があつた。その近所に評判の一青年があつた、年廿にして、親の跡を繼ぎ、その借金の跡目をも相續したのである。一青年は、朝早く起き夜もおそくまで働き、それこそ、近所隨一の模範青年と仰がれた。が、爾來、二十三年になつても、その借金は未だに返し終らない。二年前ころから該青年は、頗る懶け者となり、ぶら／＼してゐた。とても返せません、一生涯を、無駄に、金利返却のために過しました。と、呟いてゐたのである。但、最近に至り、復た振ひ立ち、稼ぎます、稼ぎます、たとへ、返せ終れなくも、返せるだけ返すことに稼いで努めますと申し、以前の如く稼いで居る相である。客は嘆息してこの事實を語られた。私も、思はず同嘆の聲を發し、借金は、到底、返せぬものでせうと語つたことであつた。一友人は、又、齡四十以上になつてからの借金は、到底返せない、一生つきまとふものだとこの世評があると語つた。

この時、我が農村全體の負債は、大凡、六十億圓に達したと聞く、これを何うして何の様に處理するかは、實に、日本の盛衰浮沈の問題であらねばならぬ。

**第七 保護、盛り立の必要** もろ／＼以上の如く考へ來つて、ます／＼痛切に、農村保護の必要

を感じる。と、申すは、農民が、商民よりも、工民よりも、にぶくして、のろくして、商工者の進歩に追ひ着き得ず、日に／＼その後ろに追ひ落されつつあるからである。そして、金を借りて有利に運用することは、農民の氣習性格に適せぬのみか、銀行の貸出す金利は、農業者の稼ぎ出す薄利では、金輪際、返しきれない條件になつて居るからである。それは何うしても、他から手を貸し、力を貸し。必要ならば金をも貸して、その立ち行く途を考へてやらねばならない近年の情勢になつて居るからである。

それ故に、私は、商工者の餘りあるを取つて、彼等の不足を補ふべしと主張する者である。ここに、私は、彼等と徴兵との關係を挿まざるを得ない。彼等が護國の兵士となつたことは、明治以後の新現象である。その以前には、彼等は兵士となれなかつた。爲りたくも爲されなかつた。そして、今日の彼等は、我が名譽ある軍隊の中の、最も有力なる要素となつて居る。軍隊に経験のある誰に聞いても、農村の兵士こそは、一番木強にして、一番忠勇にして、そして一番誠實な、中堅兵士であるといふことである。

されば、彼等農村の青年は、國內に於ては、國民の主食物を耕やす、日本國民の生命の親である。そして、國外に出でては、國權を高め、國威を弘める、日本國家の長城である。日本の國家國民は、

ただ、その一面の奉仕に對するだけでも、深い感謝を拂はねばならない。まして、その両面の、最も貴重なる奉仕に對するをや、そして、いづれも申し分のない貢獻に對するをや。彼等と彼等の農村との缺乏を補足するため、商工者の餘り有る分を取つてそれに振り向けることは當然至極の國家經濟であらう。これ、彼等の窮境を痛むの餘り、國家の責任として、これを保護せよと私の主張する所以である。

**第八 彼等の離散衰頹の虞れ** 最後に、米は國民の主食物であるといふ方面に、今一つ憂虞の豫測を加へて置く。若し、農村を現状のままとし、國家が國家の責任として、その立ち行く工夫を新に立ててやらないなら、農村は、間もなく、金貸業者の手に奪はれて了ひ、そして、その青年は、商工業者となり、職工となり、労働者となり、他に四散して了ひ、農村は疲弊し、衰頹し、到頭、見る影もない残念な成行になつて了ふであらう。その時、米を主食とする日本國民の生活を何うして維持するか、それは朝鮮で出来る。臺灣でも出来るからいいといふか、果して、それで可からうか。滿洲の北境には、世界に稀な、良質の小麥が出来る。日本國民も、逐ひ／＼、パン食に轉ずればいいといふ者もある。が、果して、それで可からうか、それにしても、農民の青年を中堅とする我が軍隊の威力は何うして維持するか、考へ來れば、ここにも、農村の衰頹を、漫に、閑觀して居

られない一理由がある。

これ、私が、農村近年の趨勢を視て、國家根本の憂ひであると做し、政府に向ひ、國民に向ひ、その責任として、農村救済の方法を講すべく、必要の一策として、先き立つものは、租税の減免であるが、それに止まらず、進んで補給、補償、借立、共存の策を講ぜよと主張する所以である。

## 五 蠶絲業救済よりも農業救済

— 蠶業は兼業である、農業が本業である、蠶業者よりも農業者が多い —

以上で、私の言ひたい所は略ぼ言ひ盡くした。しかし、蠶業救済の説が頗る盛んであるから、前に斷つて置いた次第もあり、ここにそれを述べる。これと、次の一説とを加へて、上來の農業の保護論の補足とし、側面よりの註解、演繹とする。

蠶絲業の救済は、今年を特別の場合とし、若干の援助を與へることは差支へない。臨時、非常の低價で、それに應處する工夫の着かない者が多數であらうから、その應急の救済は止むを得ないとしても、將來の問題、永久の對策として考ふれば、私は、蠶業よりも農業である。農業救済の方に重きを置いて考へたい。

その蠶絲業の救済は、今や、既に一代の輿論となつて居る。蠶絲業は、日本輸出貿易の大宗であるといふ所から、政府にも、新聞雜誌記者等の間にも、極めて重要視せられ、救済の方法に關し、隨分、進んだ提案、要求、勸告が現れて居る。それ故、山崎農相が新任早々刻苦して作り出した三百萬圓の助成費に對しては、何んだ、これつばかしの目腐れ金で何うするのかなど、散々に冷かされた位であつた。それ程、その救済運動には人氣があり、同情があり、山崎農相も勿論それらと同感で、次の議會までには必ず充分の準備をすると揚言して居られる。

そこで私はとなると、私もそれに賛成する者であるけれど、但、私は蠶業よりも農業を重んずる者である。若し、兩者を併せ救ふことが出来れば結構である。が、それには、財政上の疑問があると思ふ所から、

- 一 蠶絲業者を救ふと共に、農業者をも救はねばならない。そして、兩者は、各自の異つた立ち場から、各自の救済を要望して居る。
- 二 政府は、その兩者の要望を、各別に、満足に、救済することが出来るであらうか。それには莫大の經費を必要としやう。政府にはその莫大の融資が可能であらうか。
- 三 それよりも、ただ、農業を救ふべきでないか、農業を救へば蠶業も救ふことが出来る。蠶業

は農業の中に在るからである。そして、その費用は、兩者を別々として、二重に救ふよりは、遙に少額で済む譯である。

私は、略ぼ斯様の疑問と、考へとを有するもので、目下の所謂蠶業救済に、救済そのことに反対するではないけれど、日本全國の經濟、財政、社會、全般の諸相の上から、靜觀して斯くすべきであると思ひ、幾分、躊躇いたして居る。何うです、皆さんはさう思ひませんか、私が斯く疑ひ斯く煩ふことを、皆さんは、反つて不當と思ひ不審と思はれますか、さうでないでせう。そこでです、私は、もう一段、私の説を進める。

唯今、私が、些し疑問があると申したのは、専ら、財政上のことであつた。そして、財政上の餘力が乏しい限り、兩者を均しく、満身に救護することは、何うしても出來ないから、いづれか一方を補助すべきであらう、一方を補助するとなれば、蠶業よりも寧ろ農業を補助すべきであらうといふのが、その論旨であつた。

そこで、その理由はと改めて問はるる順序であるが、それは極めて簡單である(一)蠶村の人口は農村の人口よりも僅少で、農村の人口は蠶村の人口よりも多い。その少数者は多数の中に含まれるけれど、多数者は少数者の中に含まれないからである(二)それよりも、農業が本業で、蠶業は副

業だからである。本業者を救へば、副業者も救はるるが、副業者を救うただけでは必ずしも本業者の救ひとならないからである(三)且又、米は我が國民の主要の食物であるが、蠶は必ずしもその生活上の主要品でないからである。我が國民は、米さへ食べらるれば、絹布の着物に温められなくとも、何うにか生きて往ける。絹布は缺くことが出來るけれども、米は缺くことが出來ない。蠶を養うて外國に賣り出し、外國貿易の均衡を保つて呉れることは、勿論、感謝すべきことであるけれど、若しそれを米の有る無しの問題、農村死活の問題にくらぶれば、さすがに、必要の度合が異なる(四)それ故、農業者は何うあつても救はねばならない。蠶業者よりも、農業者を救はねばならない。且、初めに述べた通り、農業者を救へば、併せて蠶業者を救ふことも出來るが、ただ、蠶業者を救うただけでは、農業者を救へない。農業者を救へなくては、農村の危急を救ふこと、活かすことが出來ないから、是非とも、農業者を救うて、農村を活かし、それに因つて併せて蠶業者をも救ふことにしたらばと私は申すのである

注意 私が、斯く説くことに對し、蠶業者には異論があらうか。農村は農村で、蠶村は蠶村である。農村を救うても、蠶村を救はなければ、矢張り、片手落で、農村全體は救はれないと論ぜらるる方があるかも知れない。實際に於て、そんな所があるだらうと私も思ふ。しかしながら、全

體として論ずれば、斯の如き所は、ごく／＼一小部分にとどまり、日本の農村論、又、國家の蠶業論として考へる限り、私の、この論で毫も差支へないことと確信する。最近の新聞に現れた蠶絲派の運動要項は、大凡、次の如くなつて居る。

若し臨時議會を召集せられざるときは適當なる方法により緊急の措置を講ぜられんことを望む

- 一、本年度秋蠶の生産に就ては補償金を交付して之が減産を行はしむること
- 二、前項の減産を實行するも尙需給關係不良なる時は過剩繭の買上を行ふこと
- 三、共同保管繭の値下りを補償すること
- 四、桑園整理に對し助成金及び補償金を交付し徹底的に荒廢桑園の利用換を促進せしむること
- 五、購繭資金並に養蠶業者に對する低利資金の貸出方についてはその條件を緩和しもつとも効果的方法を講ずること

六、養蠶地方に對し桑園の耕地整理及び匡救土木事業の施行政府所有米の安價拂下、諸負擔の輕減、低利資金の償還延期、その他養蠶業者の窮境救援に必要な施設を實施すること

それらの對策に幾何の資金を要するかは示してないけれども、かなりの巨額を要するものと思はれる。そして、それは、臨時應急の施設、永久の國策としては、別に、次の如き要求が發表されて

居る。

#### 蠶絲業國策に關する件

政府は蠶絲業の更生發展を期する爲左記事項に付速に徹底せる國策を確立實施せられんことを望む

- 一、生産費低減に關する各種の施設
- 二、桑園の徹底的整理
- 三、産繭處理の統制
- 四、輸出生絲の販賣統制
- 五、蠶絲業者の完全なる統制
- 六、生絲の需要増進獎勵
- 一、原蠶種國家管理實施期を繰上げ急速實施
- 二、養蠶實行組合指導員設置助成金増額
- 三、生絲販路擴張施設助成
- 四、生絲消費増進宣傳繼續事業費の助成

##### 五、絹織物消費税の撤廃

##### 六、絹製品使用の奨励（絹製品表示を含む）

その第二桑園の徹底的整理、第四輸出生絲の販賣統制、第五蠶絲業者の完全なる統制など、どんな事を爲さんとするのか、それは、概して當業者自身の自制に待つべきことの様に思はるゝが、應急、永久兩對策に必要とせらるゝ資金は、要するに頗る巨額であらう。私の前段の懸念がいよゝ／＼深くなる譯である。それにしても、蠶業農業兩救済問題の内容には、性質上、多大の相違のあることを、敢て、一言いたして置きたい。

それは、齊しく救済に關する考察というても（一）蠶絲の方は、その價格を引き上げんとする救済運動で、米の方は、それを引き下げんとする運動である——今日の場合——（二）一方は米國の市價低落に悩む日本生産者の救済を趣旨とするもので、一方は米價の騰貴に悩む國內の消費者を救はんとする趣旨のもので、即ち、政府の保護に頼らんとする關係者の位地が、一方は生産者であり、一方は消費者であることの明白なる相違がある。そして、この相違は、後に説く如く、私の、かなり、重要視して居る所である（三）蠶絲業は、米國の消費を對象として居るだけ、それだけ外國の關係が深い。その今日の苦境は、畢竟、米國關係に起因するものであるから、それ故に、多大の同

情を受くる一原因を爲して居るであらう。米は、それと異り、純然たる國內問題で、生産者も消費者も、皆日本國民、即ち吾等日本國民だけの關係問題である。

尙、前に掲げた蠶絲業者の、政府に對する運動の要旨は、次の如く要約することが出来る。

甲 繭の市價、生絲の市價が、遂に生産原價を割つて居るから、政府に於て、それを生産費以上に買ひ上げ、以て生産者の窮乏を救はれたい。

乙 市價の騰貴を待つため、賣り惜んで、共同保管に預け込んで居る繭の値段が、今後更に下落した場合には、政府に於て、その損失をも併せて補償せられたい。

丙 政府は、蠶絲業の確實に立ち往ける様、諸種の方法を盡して——一例としては織物消費税を撤廃し——助成せられたい。

右の中（甲）の要旨は、米穀統制法に取り入れられて居る。現に、政府は、その規定に従つて、買上げ、拂ひ下げを行つて居るのであるから、論は無いとして、その（乙）（丙）の要旨は、未だ米穀統制法に取り入れてなく、今回の蠶絲業者の運動によつて、提唱せられた、新なる要求と謂ふべきであらう、それだけ注意を要する事柄である。そして、それは、今日の農村救済、明日の農村振興のため、私が、皆さんの理解と同情を得べく、主張した所と同一の趣旨である。私は、その趣

旨を鮮かに描き出すべく、國家の手により、商工民の餘りある所を取つて、不足がちの農村民を補給されたいと申したのである。

農村に對して斯く申す私は、蠶絲業者の今日の難儀を、國家が、直接に救護することにも、賛成であるかといふことは、先き程から述べた蠶業と農業との關係を考慮して下されたく、それに加へて、蠶絲業の救済は、日本の蠶絲業生産者を救助すると共に、米國の消費者を救護することになるものであるとの道理と事實を併せて考察して貰ひたい。

それは、先きに申しかけた如く、生絲の値段は、専ら、米國の市場に左右さるゝものであるから、米の値段が下落し若くば騰貴して、その生産者若くば消費者を、國家が救護する場合は、その事情と影響、及び効果が頗る異なるのである。假に、米の値段が、生産費以下に落ちて、その落ちた一圓なり、二圓なり、三圓なりを、政府が買ひ上げて補助し、若くば、將來の政府が、積極的に乗り出して、同様の補給を爲し、市價の安定を圖るとすれば——それは、私が、本論に於て、切々、主張しつゝある所である——その結果の利益は、全部、日本國民の間に分たるゝのである。即ち、その時の補助を與へらるゝ者、若くば補助を受くる者は、齊しく日本國民であるから、日本國民の中から取つて、日本國民の間に散じ、そして、生産者消費者とも日本國民の全部が、一様に、その恩

恵に浴するのであるが、生絲の市價が生産費以下に落ち、生産者が立ち行けない故、それを生産者に補助するといふ場合の補助は、それと異り、その場合の利益は、一半は補助を受ける生産者に歸するが、一半は生絲を購入する米國の消費者に歸するのである。即ち、日本の生絲を、生産費以下に輸出して、米國人に安く賣り、さうして、米國の、消費者に恩恵を與へる作用の手傳ひを、日本の政府が、間接に、するといふことになるのである。それだけ、兩者の及ぼす影響に、やゝ異なるものゝあることを思はねばならない。

斯様な理由もあり、私は、米と蠶絲とに對する救助の方針を一様にしたくない。それを區別して、蠶絲よりは米である。少數の蠶業者よりは、多數の農業者であると主張したのである。主張しなければならぬと信するのである。

## 六 生産者の保護よりも、消費者の保護、 すべてを消費者本位に

私は、農民、農業の保護を説いた。農民は米の直接の生産者であるから保護を要すと説いた。が誤解を起さなかつたであらう。米は日本國民の主食物、即ち主要の消費材、日本國民は全體として

米を消費する者であるから、消費者たる日本國民を保護するために、生産者たる農民を保護すべしと申したのであつて、たゞ、農民の境遇が可哀相だから、それを保護せよ、農民さへ保護すればよろしい。他の一般國民には、少し位迷惑をおよぼしてもよろしいと申した意味では決して無かつたのである。

その心持は、蠶絲業保護の場合に於て、その保護は、消費者たる米國民を保護する結果になるのだから、注意を要する。日本人たる生産者を保護するけれど、日本人たる消費者を保護することにならないからと申した點で、逆光的に、一段と明瞭になつたであらう。

その通り、私は、消費者の保護を主とする者である。こゝに、その消費者保護のことを再説して、苟めにも誤解の起らぬ様にして置きたい。且、消費者を保護する國家の政策は、前にも申した通り、近年に至り、頗る盛んになり來つて居るのである。但、私は、その近年のことよりも、寧ろ、古い方のことを申して見たい。

かなり前のこと、九十年も前の話になるが、英國に、穀法廢止の運動、英國に輸入する穀物に輸入税をかけてある、それは、英國國民にパンを高く買へ、パンを少く食べると命令するものである。不都合千萬な税である。廢止しなければならぬとの運動があつて、その通りになつた、それを自

由主義の運動と申し、自由貿易主義の劃期的勝利と申し、史上に特筆大書されて居る。それは消費者を本位としたものである。それ故、消費者を本位とする國家の政策は、或は、その頃から始まつたものであらうと私は思ひきつてゐたのであるが、だん／＼調べて見ると、それは、その頃から始まつたものでなく、その前々から、古くから、行はれてゐたものである。考へて見れば、日本にて徳政と申したことなども、同じく消費者を目的とした性質のものであつた。かた／＼、私は、こゝに、英國の昔の頃の話をして見る。そして、少しく近年のことに觸れませう。

次に掲ぐるは教授ニコルソンの講演の一節である。

私（教授ニコルソン）は消費者の利益を保護するにつとめた「穀法」の話しから始める。世間は、一般に、一八四六年「穀法」の廢止された年に至つて、初めて英國の消費者の利益が政策的に考慮されるに至つたものゝ如く思うて居るのであるが、實際は、その時以前から、それより六世紀も以前の頃から、英國の消費者は、英國の政府の絶えざる注意を受けてゐたのである。簡単に、その方法と思想の發達の跡を述べると、中世紀のころの、すべての物品は、すべて正當の値段、言ひ換ゆれば合理的値段で賣られねばならないとされ、それ以上の値段で賣ることは、道德法を無視し、又、宗教的命令を侵す者であるとさへ認められ、それらの輿論の制裁に加へて、國法の

制裁をも課せられた場合が、しばしばあつた。但、その正當の値段は場合によつて變化し、小麥の場合、季節とその出來高とによつて變化するのであるから、それを制限するため最高價格を定めて、消費者を保護した如き例は、稀に行はれたけれども、消費者の利益は、一般的には、市場の爲すがまゝに、蹂躙せらるゝを免れなかつた。それは、小麥の價格の變動常なかつた歴代の記録を一見すれば、能く分ることである。とは云へ、それらの時代に於ても、正義の力は、必ずしも無力でなかつたので、國法は、消費者のため、小麥の價格を制限し、その獨占を防がんとし、その投機を防がんとし、いろ／＼干渉したのであつた。と、同教授の講演にある（ゼー・ニコルソンのケムブリッジ大學講演の一節）

私は、これに由つて、從來の蒙を啓かれた。書物は今更の如く讀むべきものと思つた。その中にヘンリー八世の申された次の言葉を引いてある。

人體の營養に、絶對的、必要な品物の値段を、商人の——賣り手——自由に、一任してはならない。若しその自由に一任すれば、商人は、その商品を悪用し、好き勝手の値段で、缺乏せる需要者を、強制することになるであらう。

經濟學者が、こんな場合のことを、何う論ずるかは、別のこととし、ヘンリー八世が、國王とし

て、この點を特に指摘せられたのは正當の注意である。國王たる者、政治を掌る者は、食料品の供給需要に關し、必ず、此の種の注意を拂はねばならないのである。そして、次の如きことも、その頃の同國に行はれた。

小麥の値段が、一般消費者の利害に關係するのは、パンの値段にその影響する程度に於てである。小麥の値段は、市場で公定せらるるから、當時の立法者は、パンの値段をも、正當の基礎に一定すべきである。と考へ、そして、有名な「パン」の形量法を作り出したのである。それは、パンの目方と、大きさを、小麥の値段に準じて標定することであつて、その初めには、しきりに、その見かけを大きくし、重くすることをつとめ、大形と、小形と、大小二種のパンを作つたのであるが、降つて女王アンの時代に至つては——一七〇九年——パンの値段は、小麥の値段によつて變化すべく、必ずしもその大きさを測るべきものでないとの法律が發布された。斯くパンの値段を、つとめて合理的にせんとした當初の立法の趣意は決して不當でなかつた。パン屋は、その買入れた小麥の値段に、職人に仕拂ふ相當の賃銀を加へ、その上に相當の利益を見積つて、パンの値段を定むることを公認せられたのである。しかしながら、そのパンの値段が、小麥の値段に反作用を起し、或る不作の年、ロンドンの役人は、パンの値段を騰貴させまいと盡力すれば盡力する程、穀屋は迷惑が

り、遂に、形量法を中止して居る他の地方を探し廻り、その方面へくと賣り廻つたので、ロンドンには小麦が缺乏し、反つてパン價の騰貴に苦しむに至つた。それで同法の運用は、甚しくロンドンに阻害せられ、ロンドンに關する限り、一八一五年、ナポレオン戦争の終りの年、その法は廢止せられた。他にもそれを中止した所がある。しかし、その法は尙存在して居る。(同上)

私は、英國に遊んだ時、何うして、そのパンの値段が、斯くも變動しないのであらう。全く變動しないことはないが、變動が少いのであらうと大いに不思議がつたことがある。——變動の少い事實はここに略するが——そして、それは、畢竟するに、以上の如き法律、法律を制定した立法者の苦心と、國民の要求と政府の努力とに、こもく負ふ所のある歴史的産物だといふことを辛ふじて諒解したのである。困難は困難としても、斯の如き法律を定め、各人の利得を、つとめて合理的にし、何人にも不當の利得を食ひ得させないことを公約して置いて、そして、その實際の成果を巡廻裁判所の裁判に任せ、誰でも不満を感じ不審を感じた消費者は、巡廻裁判所に持ち出し、その制裁に依り、匡正を期するといふことになれば、成る程、公平な値段がきまり、目方の正しくして、味のおいしいパンが作られる譯、ロンドンがそれを廢し、或る地方がそれを廢したことは、それく理由のあつたことを疑はないけれど、それにしても、斯の如き制度を作り、慣例の緒を開いたこ

とは、直接に、間接に、パンの値段の激騰を抑へ、パンの品質の低落を防ぐに、顯著の効果があつたであらうと首肯した次第であつた。

英國は、又、穀類の輸出を制限し、輸出商は、あらかじめ、國王の認可を得た上でなければ、輸出できないことに定められた時代がある。その認可には若干の料金が要つた。國王は料金の收入を喜んで、無暗に、輸出の請願を許可され、消費者の迷惑を顧みられなかつたといふ怨嗟の時代もあつたのであるが、しかしながら、それも亦消費者の利益にあつた。決してその不利益のみにあつたのではないと、次の如き説明の辯がある。

一三九三年のころの衆議院は、穀類の自由輸出が、英國生産者の利益となり得る理由のあることを認識し始めた。そこで、國王が、國內の供給不足に鑑み、即ち、公共の利益保護のため、小麦の輸出禁止を必要とせられない限り、自由に輸出し得せしむる法律を制定した。

王者といふは、專斷、横暴の者とのみ限らない。概して、斯の如く國民全體の利益を念とせらるるのが、王者の特權で、使命である。そして、實際に於ては、英國の小麦の値が、いくら以下の場合に於ては、輸出してもいいとせられたのであるから、生産者の利益は、爲に、いくら制限せられたかも知れぬ。消費者の利益は常に擁護せられ少くとも擁護せんと心がけてゐたのである。

尙、英國では、穀類の輸出に奨励金を與へた場合もあつた——一六八九年から始まつた——それは、生産者を、保護するためであつたことは勿論、主として、大地主達に對する國費の負擔がだんだん重くなつた結果、その埋め合せの趣意から、輸出の奨励金を下附されたのであるが、同時に、それは決して消費者の利益を度外視したものでなかつた。といふ譯は、次の如き解釋若くば觀察に依るのである。

十八世紀のころ、この奨励金の得失に關して激しい議論が行はれた。賛成論者は、それが、消費者の側をも利益する所のあること、あつたことを強く主張したのである。その理由は次の二つであつた。

その一 奨励金の支給せられたため、開墾せられる土地が増大した。従つて、國內の供給も一層潤澤になつた。

その二 輸出奨励金は、英國の小麥の値段が、二十四圓若くばそれ以下なる時にのみ——他の穀類の相場をも考慮して——支給せらるるので、若し季節不良の場合は支給を見合せられ、並びにその輸出をも禁止せらるるのであり、實際、禁止せられたのであるから、消費者には迷惑を感じしめなかつた。

消費者は、寧ろ、この制度により、小麥の産出が増加し、供給が潤澤になり、且、その値段が安定した等の利益を受け、更に、實際に於ては、その値段が一層低下したので、反つて意外の利益を受けたのである。(同前)

もろく、斯の如し、以て英國の政府、政治家が、歴代、消費者のため、深厚の注意を拂つて來た事實と變遷の跡を知る。その一八四六年の運動の如きは、必ずしも其の時に、湧いて起つた新種の思想要求でなく、事實は、その以前に、穀物輸出税を廢し、將た輸出奨励金を與へるなど、生産者側の便利を圖るにつとめ、消費者の上を慮ること、却つて薄らいで來た傾向の是正であつたのである。そして、この方が、寧ろ、英國の傳統に叶ふ昔ながらの方針であつたのである。

既にその様の歴史を有する英國が、最近に至り——一九三〇年——加奈陀に屬領諸國を集め、世に特惠關稅と稱せらるる新保護政策を定めたことは異しむを要しない。それは、九十年來の自由主義を棄てた誹りを招いだけれど、同時に、昔ながらの消費者擁護、そして生産者保全の政策に復歸したものと認められ、或時は自由主義、或時は保護主義、一方に偏することなく、時の宜しきに從ふ、それが吾等の方針であると彼等は稱して居る。實際、さう謂ふことになるのであらう。そのオッタワ會議の後の共同宣言に

小麦、銅、亜鉛、鉛の類に課する關稅は、全英帝國の生産者が、英本國の消費上必要とする充分の分量を、世界並みの値段以下で、第一次に、英國への賣り渡しを欲しないことになり、賣ることが出来なくなつた場合には、いつでも、それを改定することに同意した。

とあるのは、讀み様次第にも因るが、英本國から申せば、その消費者の利益を、英國政府が眞劍に擁護しやうと努めて居るかの一例である。それは、英帝國とは云ひながら、屬領各地の寄り合ひで、利害が混雜して居るから、前に述べた日本の米の場合の如く、簡單明瞭に參らぬので、しかしながら、消費者の利益を本位に、貿易の維持擴張を、政府が努力しつつある見本の一例には、たしかになる。

それよりも、今年の英國議會には、農業保護の一要件として、牛の飼養と、並びに、牛乳の飲用獎勵に關する補助案が提出され、議場の注意を惹いた。補助の金額は、牛の飼養に關し三千萬圓、牛乳の飲用獎勵に關し約一千五百萬圓——實際は一千萬圓で足らうと解説された——計四千五百萬圓であつた。農相は申してゐた。農業に卸された資本は百億圓を下らない。牛は、その中の大切な要素である。しかるに、牛を食べる英人の嗜好は、近年、羊に、豚に移りつつあつて、昭和二年、一人當り六十九斤の需用が、昭和七年には六十斤に落ちた。そのみでない、その値段は、昭和六

年の百二十二より、今年の九十四に落ちた。これでは農業者が立ち行かない筈、洵に、容易ならぬ状態である。因て差當り三千萬圓を融通して、農業者の目下の窮乏を救ひ、やがて、それは、輸入の肉類、一斤づつに四錢の税を課して得た収入を以て返済する見込であるが、若しその課税の交渉が外國と纏まらない場合には、この際、融通した三千萬圓は、そのまま農民への補給費となるのであると、牛乳に就て農相の申したことは(一)その飲用量を増加せねばならぬ(二)病牛を検査せねばならぬ(三)飼養法をより清潔にせねばならぬ(四)運搬費を低減せねばならぬ(五)牛乳局を設けて、それらの獎勵指導を圖る、補給の費用は、飼養者の出資十圓に對し、政府の補給費を十圓とする方針で、約一千万圓を見積り、但、一千五百萬圓を豫備して置く、そして、二年間繼續支出する。その牛乳の値は、夏期に二升五合で二十錢、冬期に同二十五錢の標準である。と、以て要領を知られよう。彼等は、斯くして農業者を補給し、そして、一般消費者の消費を獎勵援助しつつあるのである。

## 七 米の生産者と消費者、即ち日本國民への補給

日本も同じく消費者を擁護すべきである。消費者を擁護する方針を以て、生産者たる農民に補給すべきである。

斯く申せば、その方針に異議はないけれど、米の生産者たる農民は、日本國民の約半數を占めて居る。或はそれ以上かも知れない。それ故、農民に補給する、若くば農家の負擔を軽減すると云ふことは、即ち、生産者を救助し、擁護することであつて、貴君の所謂消費者保護の方針に副はぬでないかと申さるる方があらうか。

それならば尙申すが、成る程、農民と稱する者の數は、全國民の半數にもものぼるとして、歳の五六月頃、自家の所藏の米を食べつつある。それを食へ得る餘裕のある百姓が、其中幾割あるであらう。私は、多くて三割と思ふ。或は二割と算へる人もある。他の七割乃至八割は、即ち小作人として、小百姓として、米を買うて食へる立ち場の人である。この事實に於て、日本國民の八割乃至八割五分は、米の消費者と謂はねばならぬ。日本の政府は、その消費者保護の政策を立つべきである。そして、消費者の喜ぶ所のもの、要求する所のものは、米の廉價なことである。米を廉價ならしめ、消費者の幸福を擁護する目的に於て、生産者たる農民を保護し、必要の補給を爲すべきである。

この點に於て、私は、近來の所謂高物價政策なるものに賛成し得ない。或は、それは新説であらうが、新説必ずしも善説でない。私は、依然として、生活上の必需品は、成し得る限り廉價に、そして潤澤に消費し得せしめることが、國家の最高政策であらねばならないと主張する。多數の消費者の幸福は、ただ、それに由つてのみ保障し得られ、それに由るにあらざれば、保障し得られないと信ずるからである。

米穀統制法は、明らかに、その意圖を以て制定せられ、そして二十三圓三十錢以上、三十圓五十錢までを、公定の市價とし、緩急、その間に、政府の責任により、調節する所あらんとして居るのである。先般、米價が、二十七圓を超へ、二十八圓にも達せんとした時は、世間には、早くも、不安、動搖の兆があつた。政府はその傾向を察し、百七十萬石の貯藏米を拂ひ下げ米價の騰勢を抑へたのであるが、しかしながら、それは、統制法の規定に叶つた處置かと非難する者が現れた。規定を、廣義に解すれば、それは出來得るかも知れないが、廣義にそれを解することに疑ひがあるとの説が現れた。私は、その説を一顧に値らないものと思つた。國民をして、安易の生活を営ましむることが、統制法の基本の趣旨である。試みに思つて見るが宜しい。米價を二十三圓三十錢に落ち着かせると、三十圓五十錢に騰貴せしむると、どちらの米價に、國民の多數は満足し安定するか

と、この際、三十圓五十錢に騰貴しなければ、政府は拂ひ下げてならないとの説を爲すが如きは、國家をして、統制法制定の趣旨を枉げ、忍んで國民の多數に不仁の刃を向けしむる者である。これ程、残忍の沙汰はあるまい。若し、屬僚の見解は、何うしても、その廣義の解釋を許さないといふのなら、速かに、その廣義の解釋に叶ふ適宜の改正を加ふべきである。

且又、その最低最高の間の、七圓二十錢の開きは廣過ぎる。それを五圓に縮少すべしとの説のあるのは正當である。私は、五圓の開きでも廣過ぎはしないかと思ふ。成し得れば三圓位の開きに縮少すべきものであると思ふ、そして、その最低、二十三圓程度に落ち着かする方法を講ずべきものであると思ふ。消費者を本位とする限り、必ずさうしなければならぬ。但それはくどい様だが、決して生産者たる農民を保護しないでいいと云ふのでない。生産者をも保護せよ。消費者を保護する目的を以て、それに準じて生産者をも保護せよ、さうすれば、日本國民全體を殘らず保護することになると申すのである。それ故に、政府よ、くづつくな、大膽なれ、思ひ切つて積極的に農村を保護せよと申す、米が日本國民の主食物である限り、それが正當である。さうすることが天に賦された自然の約束である。

昭和九年十月十七日印刷  
昭和九年十月廿一日發行

印 檢

10.17

田 租 廢 止 論

定 價 廿 錢

送料二錢

著 者 田 川 大 吉 郎

發行者 東京市神田區旭町三十番地 貴 田 實

印刷者 東京市澁橋區下落合一ノ一八 石 崎 宋 一

發行所 東京市牛込區原町二丁目九番地 現 實 處

振替東京六二〇〇二番

發賣所 東京市神田區旭町三十番地 現 實 處

營業部

著者	書名	型・頁	價・送
田川 大吉郎	時事書(一) 日本の平價切下  平易な解説・正しい見透し・善處	四六判 假八頁 裝八頁	送料 價二十廿錢
田川 大吉郎	(二) 大增税迫る  お互の最大關心事・その解説・對處	六四頁	送料 價二十廿錢
田川 大吉郎	(三) 東京都政の革命的促進 市廳舎月島移轉反對の理由  特選市會の増置・地租委員の即行・市電赤字の克服	六四頁	送料 價二十廿錢
田川 大吉郎	(四) 田租廢止論  米價の公正を保て・生活の安易化を圖れ	六四頁	送料 價二十廿錢
兵藤 直彦	實験 栗栽培講話  茨城の平原地方に於ける拾有餘年の體験を基礎とした些の偽りと誇張なき全記述である。著者は今夏輸出栗需要狀況視察のため北米に旅して歸つた	菊判 假裝 八六頁	送料 價六十錢

(振替東京六二〇〇二番「現實處」へ直接明註文を乞ふ)

叢 時

書 事

(4)

終

行發處實現